

様式第16号（第12条関係）

障害福祉サービス事業等廃止（休止）届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者
住 所

氏 名 ㊟

障害者自立支援法による障害福祉サービス事業等を下記のとおり廃止（休止）するので、同法第79条第4項の規定により届け出ます。

記

廃止又は休止の年月日	
廃止又は休止の理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止の場合の休止予定期間	

兵庫県立障害者スポーツ交流館管理規則をここに公布する。

平成18年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第49号

兵庫県立障害者スポーツ交流館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例（平成18年兵庫県条例第26号。以下「条例」という。）第10条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条の規定に基づき、兵庫県立障害者スポーツ交流館（以下「交流館」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 交流館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの間において、知事が定める日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。

(開館時間)

第3条 交流館の開館時間は、9時から21時までの間において知事が定める時間とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(遵守事項)

第4条 交流館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯しないこと。

(3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4) 利用の許可が必要とされている交流館の施設を許可なしに利用しないこと。

(5) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。

(6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ピラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。

(7) 交流館の施設に特別の設備、装飾等をしないこと（第9条第1項の規定により知事の承認を受けて行う場合を除く。）。

(8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。

(9) 前各号に掲げる事項のほか、交流館の管理上必要な係員の指示に従うこと。

(入館の拒否等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者

(2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者

(利用の許可の申請)

第6条 条例第4条の規定により交流館の施設を利用しようとする者は、兵庫県立障害者スポーツ交流館利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、交流館の施設を共同で利用する場合にあっては、利用しようとするときに係員にその旨を口頭で申し出ることをもって足りる。

2 利用許可申請書は、交流館を利用しようとする日の1年前の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、知事が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 利用許可申請書の受付時間は、9時から17時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(利用の許可の基準)

第7条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 交流館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障があるとき。

(利用の許可等)

第8条 知事は、利用許可申請書を受理した場合において、条例第4条の許可を決定したときは、兵庫県立障害者スポーツ交流館利用許可書（以下「利用許可書」という。）を当該申込みをした者に交付するものとする。ただし、交流館の施設の共同利用の許可を決定したときは、利用券を当該利用しようとする者に交付するものとする。

2 前項の場合において、知事は、交流館の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

3 知事は、利用許可申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込みをした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等の設置の承認等)

第9条 条例第4条の許可を受けた交流館の施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

第10条 利用許可書の交付を受けた者は、その利用の開始前に利用の内容を変更しようとするときは、兵庫県立障害者スポーツ交流館利用内容変更承認申請書（様式第2号。以下「利用内容変更承認申請書」という。）に、既に交付を受けた利用許可書を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第8条第1項本文及び第2項の規定を準用する。

3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名（法人及び団体にあっては、所在地又は名称）を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(使用料の納付)

第11条 利用許可書又は利用券の交付を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、当該利用の終了後に納付することができる。

(使用料の免除)

第12条 条例第5条に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、その場合に免除する使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 障害者のためのスポーツの大会及び教室並びにその指導者、審判員等の研修会のために使用するとき。

当該使用料の全額

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。 当該使用料に相当する額のうち知事が必要と認めた額

2 条例第5条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、兵庫県立障害者スポーツ交流館使用料免除申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第13条 条例第6条ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとし、その場合に返還する使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 使用料を納めた者の責めに帰すことができない理由により交流館の施設の利用ができなくなったとき。

当該使用料の全額

(2) 使用料を納めた者が交流館の施設の利用の3日前までに利用の取消しを申し出た場合において、知事がやむを得ない理由があると認めるとき。 当該使用料の全額

(3) 使用料を納めた者が第10条第2項の規定に基づき、利用の内容の変更の承認を受けた場合において、既に納めた使用料の額が過納となったとき。 当該過納となった額

2 条例第6条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、兵庫県立障害者スポーツ交流館使用料還付請求書（様式第4号）に、使用料の領収書又は利用許可書を添えて、これを知事に提出しなければならない。